

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断）
社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修）
補助金に関するQ&A

1 補助対象となる事業者・建物・施設について

Q1 どのような事業者が補助の対象となるのか？

A1 都内に障害者（児）施設等を自己所有する民間の事業者、もしくは都外の都民利用施設を自己所有する民間の事業者が補助対象となります。

Q2 建物の構造等の制約はあるのか？

A2 旧耐震基準（昭和56年6月1日以前の建築確認）で建築された耐震診断未実施の建物であれば、構造等の要件は問いません。

Q3 昭和57年以降の建築だが、耐震偽装が心配なので耐震診断を受けたい。補助対象となるか？

A3 旧耐震基準で建築された建物が補助対象です。昭和57年以降の新耐震基準で建築された建物は補助対象となりません。

Q4 賃貸物件で障害者（児）施設等を運営しているが、耐震性が心配なので耐震診断を実施したい。補助の対象になるか？また、貸主が実施した場合に補助の対象になるか？

A4 障害者（児）施設を設置・運営する事業者が自己所有する建物に対する耐震診断のみが補助の対象になります。そのため、診断を実施するのが事業者か貸主かを問わず、賃貸物件に対する耐震診断は補助の対象になりません。

Q5 職員寮のような職員のみが使用する建物についても補助対象となるか？

A5 補助制度創設の主旨は、利用者の安全・安心の確保です。障害者（児）施設であっても、専ら職員のために供する職員寮や、居宅介護サービスのような利用者が滞在しない建物は補助の対象外となります。

Q6 1つの建物の中で、要綱別表1に記載されている施設と、そうでない施設とを運営している場合の取扱はどうなるのか？補助対象面積は？

A6 要綱別表1に記載されている施設で使用する部分のみ補助対象面積となります。

共有部分については、補助対象に該当する施設で使用する部分とそうでない部分とで按分し補助対象面積を算出します。

Q7 民間事業者として区市町村立施設の指定管理をしている。耐震診断を実施したいが、対象となるか？

A7 指定管理や運営委託を含む公立の施設（施設の所有者が公）については対象外となります。

Q8 見かけ上1つの建物であるが、複数の建物がエキスパンション・ジョイントでつながっている建物の場合の取扱いはどうなるのか？

A8 本事業は構造上独立している建物ごとに補助金の積算等を行います。そのため、問いのような場合には、1つの建物として積算するのではなく、複数の建物として積算します。

2 補助制度について

Q9 補助申請をする場合、申請はどのような流れになるか？

A9 <耐震診断の場合>

①都に事前相談。②法人の経理規定等に従い、耐震診断業務委託契約締結。③交付申請書の提出。④交付決定。⑤事業終了後事業実績報告書を提出。⑥補助金交付額確定。⑦請求書の提出。⑧補助金の支出

<耐震改修の場合>

①協議書の提出。②内示。③入札等都の契約手続きに準じ、工事請負契約締結。④交付申請書の提出。⑤交付決定。⑥事業終了後事業実績報告書を提出。⑦補助金交付額確定。⑧請求書の提出。⑨補助金の支出

Q10 複数の施設種別を行っている建物について申請をする予定だが、様式にはどの施設種別を記入すればよいか？

A10 複数の施設種別を行っている建物については、主たる施設種別を様式に記入してください。

Q11 実支出額が補助基本額を下回る場合の補助額はどのように算定されるのか？

A11 実支出額に補助率を乗じた額が補助額となります。

3 耐震診断について

Q12 補助単価が複数あるが、延べ面積2,500㎡の建物を所持している場合の補助基本額はどのように算定されるのか？

A12 延べ面積が2,500㎡であれば、1,000㎡までは1㎡あたりの補助単価3,670円、1,000㎡を超え、2,000㎡までの部分については1,570円、2,000㎡を超える部分は1,050円となり、それぞれの単価と対象面積を乗じて得た額を合算し算定します。

【補助基本額 計算例】

1,000 (㎡) × 3,670 (円)	= 3,670,000 (円)
1,000 (㎡) × 1,570 (円)	= 1,570,000 (円)
500 (㎡) × 1,050 (円)	= 525,000 (円)
合計 2,500 (㎡)	= 5,765,000 (円)

Q13 過去、耐震診断を実施したことがあるが、もう一度実施したいと考えている。補助対象になるか？

A13 過去に実施した耐震診断が要綱上定めるもの以外のものであれば、再度実施する耐震診断を補助の対象とすることができます。

Q14 すでに耐震診断業務委託契約を締結し、耐震診断を行っている最中であるが、補助の対象になるか。

A14 すでに契約を締結し、耐震診断実施中であっても補助の対象になります。ただし、耐震診断業務委託契約を締結した年度内に耐震診断が終了するもののみが補助の対象になります。そのため、その契約が令和2年4月1日以前に締結されたものである場合には補助の対象にはなりません。また、交付申請時点ですでに耐震診断が終了している場合にも、補助の対象にはなりません。

Q15 耐震診断を行っているが、事故等により年度をまたいでしまう。補助対象となるか？

A15 当該年度内に終了するもののみを補助対象としています。事故の発生等による診断の遅延等については、その時点で状況報告をしてください。

Q16 耐震診断に対する評定を取得する必要があるか？補助対象か？

A16 必須ではありませんが、耐震診断結果に対する第三者の評価という観点から取得することが望ましいです。ただし、当該評定に要した経費は補助対象外です。

Q17 耐震診断にはどの程度の期間が必要なのか？費用は？

A17 耐震診断には2～3ヶ月程度の期間が必要です。(評定を取得するのであれば、さらに3ヶ月程度かかります。)

費用は、面積や必要書類(一般図、構造図、構造計算書、仕様書、設計変更図、地盤調査報告書)の有無により異なるので一概には言えませんが、書類が揃っている鉄筋コンクリート造で3,000㎡の施設の場合、約260万円と推測されます。

Q18 耐震診断はどこに依頼すれば良いか？

A18 一部の建築士事務所が行っています。

(参考)

(社)東京都建築士事務所協会ホームページや(財)日本建築防災協会ホームページに、耐震診断を実施している建築士事務所の一覧が掲載されています。

(東京都建築士事務所協会：<http://www.taaf.or.jp/index01.html>)

(日本建築防災協会：<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/jimusyo.html>)

Q19 耐震診断はどのようなことを行うのか？

A19 設計図書と現在の建物の構造が同じかどうかの確認、コンクリート強度の確認といった現地調査、調査の結果に基づく耐震診断計算や評価などを行い、建築物の標準耐震指標であるIs値等を算出します。

Q20 耐震診断をする場合、入所施設のような24時間利用する施設は休園にする必要があるのか？利用者がいても大丈夫か？

A20 利用者の安全が確保できるよう、耐震診断を実施する業者と入念な打合せの上、休園にしなくても充分実施可能と思われます。

Q21 耐震診断の結果、どのくらいの割合で改修が必要となるのか？

A21 平成20年6月に福祉保健局で行ったアンケート調査では、55.4%の建物が改修必要という結果でした。

Q22 (財)日本建築防災協会の第1次診断を予定しているが、補助対象となるか？

A22 第1次診断についても、国交省告示及び関連通知で認められているため、補助対象となります。ただし、第1次診断については、その結果に応じて(Is値0.8未満となった場合)、再診断(第2次診断もしくは第3次診断)を行う必要

があります。第1次診断により耐震診断を行う場合は、第2次診断もしくは第3次診断を行う可能性があることも考慮して、年度内に全てが完了するよう、事業に着手するようにしてください。

Q23 第1次診断の後に行う再診断（第2次診断もしくは第3次診断）も補助対象となるか？

A23 第1次診断の後に行う再診断（第2次診断もしくは第3次診断）についても補助対象となります。第2次診断もしくは第3次診断を行うことになった場合は、都にご連絡いただくとともに、変更承認申請書を提出してください。

その場合の補助額は、それぞれ別個に算定せず、第1次診断と再診断を合算し、補助額を算出します。

Q24 第1次診断を行ったところ、 I_s 値が0.8未満で再診断が必要と判断された。再診断を行わずに耐震改修を行ってよいか？

A24 再診断が必要ということは、まだ建物の耐震性の有無が判明していないことを意味するため、再診断で耐震性の有無を確認した上で耐震改修を行ってください。

そのため、再診断をせずに行う耐震改修については、補助の対象外となります。

Q25 当初1棟の建物として交付申請を行ったが、耐震診断業務の最中に構造上2棟の建物に分かれていることが判明した場合の手続きは？

A25 本事業は建物1棟ごとに補助金額の算定を行っているとともに、耐震診断の結果は建物1棟ごとに診断されます。

問いのような場合には、直ちに東京都に報告するとともに、2棟の建物についての耐震診断業務に変更する承認申請を行ってください。

4 耐震改修について

Q26 耐震改修をするとなった場合、入所している利用者はどのようにすればいいか？

A26 建物の敷地内もしくは敷地外に仮設園舎を建築し、改築工事中、利用者は仮設園舎で生活する方法や、改修工事時に発生する音などにも配慮し、例えば、施設をブロックごとに区切り、順次、改修工事を進める方法などがあります。

Q27 耐震改修はどのような工事をするのか？

A27 概ね、建物の強度を補強する方法とじん性（ねばり）を補強する方法があります。

- ①耐震壁増設・・・壁を増やして補強する方法。最も簡単で効果の大きい方法。
- ②柱補強・・・鉄板やカーボンファイバーで柱や梁を補強することにより建物のねばりを増す方法など、様々な工法があります。

Q28 補強工事にはどの程度の費用がかかるのか？

A28 補強工事の費用は建築年代(古さ)、規模、補強工法などによって異なるため、一概には言えません。

Q29 耐震改修に併せて付帯設備の工事も行いたい。補助対象となるのか？

A29 耐震改修の工事と併せて行う付帯設備の改造工事等を対象としていた臨時特別交付金（障害者（児）施設等耐震化等施設整備事業）の事業が平成 26 年度末で終了したため、付帯設備の工事は補助の対象になりません。

Q30 複数年度にまたがる改修工事も対象となるのか？

A30 協議書提出時に、複数年度にまたがる改修工事の計画を提出し、それが認められた場合は、複数年度にまたがる改修工事についても補助対象となります。

Q31 補助対象経費に設計費は含まれるか？

A31 設計費は、工事事務費に含まれるため、補助対象経費に含まれます。ただし、補助対象経費となるのは工事費または工事請負費の 2.6%が上限となります。

Q32 改修工事にあたって仮設の園舎を建てた場合、この費用は補助対象経費に含まれるか？

A32 仮設施設に要した費用は補助対象となります。補助基準額は一施設当たり 30,900 千円です。

Q33 改修をしても、Is 値 0.7（Iw 値 1.1）以上とならないが、補助の対象となるか？

A33 改修をしても国交省の基準である Is 値 0.6（Iw 値 1.0）相当に満たない場合は、耐震改修ではなく、改築を検討してください。補助の基準である Is 値 0.

7 (lw 値 1.1) 相当に満たないものの、Is 値 0.6 相当以上に改修することが可能な場合は、都にご相談ください。

5 その他

Q34 鉄筋コンクリート造・鉄骨造で建てられていれば昭和56年以前の建築だとしても耐震診断を受ける必要はないと考えていいか？

A34 耐震性は木造、鉄骨造といった工法による違いではなく、設計や造り方が問題となります。鉄筋コンクリート造だとしても耐震性を備えている保証はなく、耐震診断を受け、耐震性の有無を把握することが望ましいです。

Q35 耐震診断を行った結果、改修が必要と判明したが、財政的な理由から対応の目途が立たない。補助申請しなくてよいか？

A35 改修が必要と判明した場合は、施設利用者の安全・安心を確保していただくため、是非補助制度を活用し、耐震化を進めてください。

Q36 耐震診断の結果、Is 値が 0.6 (lw 値 1.0) であり、耐震性ありと判定された。改修は行わなくて良いか。

A36 耐震診断の結果、Is 値が 0.6 以上で、耐震性ありと判定された場合、国交省が示している「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」基準に適合していることとなります。しかし、障害者（児）施設等は、自力での避難が難しい方が多く利用する施設であり、耐震性は高い方が理想的です。今回の補助制度では、Is 値 0.7 (lw 値 1.1) 未満の施設を耐震改修の補助対象に含めていますので、是非、補助制度を活用し、より耐震性を高めてください。

Q37 Is 値が 0.3 超 (lw 値 0.7 超) のように、若干 0.3 (0.7) を上回った場合でも補助率は 13/16 か？

A37 今回の補助制度では、国交省告示で「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」とされている Is 値 0.3 (lw 値 0.7) 未満の施設については、耐震化を要する緊急性が高い建物として補助率を上乘せし、7/8 の補助としています。Is 値 0.3 (lw 値 0.7) 以上の「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされている建物については、13/16 の補助としています。